

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
国民健康保険法施行規則 (昭和33年厚生省令第53号) 第27条の14の4	限度額適用認定証の交付	健康保険課 都南総合支所 住民福祉課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 施行規則第27条の14の4に規定される認定要件を満たすこと。
- (2) 被保険者の属する世帯の世帯主の申請であること。
- (3) 同法施行規則第27条の14の4に規定される内容を記載した申請書及び添付書類（ただし、保険者で事実を確認できる場合は、添付を省略できる。）の提出があること。

2 標準処理期間は、1日（祝日休日等の閉庁日を除く）とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。